

社会福祉法人 秋田県民生協会役員報酬 及び役員・評議員の費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第10条及び第15条第10項に定める役員に対する報酬及び役員・評議員の費用弁償について定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員に、次の報酬を支給することができる。

- (1) 理事長に、月300,000円の報酬を支給することができる。
- (2) 常務理事に、月180,000円の報酬を支給することができる。
- (3) 第1号、2号以外の報酬は支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 役員及び評議員が、招集に応じて出席するために旅行した時は、その旅行について費用を弁償することができる。但し、報酬を支給されている役員及び給与を支給されている職員には支給しない。

2. 前項の規定による費用弁償の額は次のとおりとする。

区 分	理 事 会	評 議 員 会	監 事 会
理 事	10,000円		
監 事	10,000円	10,000円	10,000円
評 議 員		10,000円	

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成17年12月21日から施行する。
3. この改正規程は、平成21年7月1日から施行する。
4. この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。
5. この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。